

外貨定期預金について

山口銀行・もみじ銀行・北九州銀行(以下、各行という)制定の勧誘方針に基づき、お客様保護の観点から、お申込みをお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- 外貨定期預金は、為替相場の変動(為替変動リスク)により為替差損が生じ、引出時の外貨額を円換算すると、預入時の円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。
- 円を外貨にする際(預入時)および外貨を円にする際(引出時)は手数料がかかります。
預入・引出時には手数料分を含んだ為替レートである各行所定のTTSレート(預入時)・TTBレート(引出時)をそれぞれ適用します。TTSレート・TTBレートには差があるため、為替相場の変動がない場合でも、引出円貨額が預入円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)場合があります(例えば1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1豪ドルあたり4円の差があります)。
- 外貨(外貨現金・外貨トラベラーズチェック)でのお預入れ・お引出し等に際しては別途手数料がかかります。なお、お預入れ・お引出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。
※店舗によりお取り扱いできない場合がありますので、事前にご相談ください。
- 外貨定期預金の中途解約は原則としてできません。ただし、各行がやむを得ないと認めて中途解約に応じる場合には、預入日から解約日までの日数に対して、解約日における当該通貨と同一通貨建の外貨普通預金利率を適用して解約します。
- 外貨定期預金は預金保険の対象ではありません。
- 外貨定期預金はクーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用がありません。
- 外貨定期預金の運用による損益は、外貨定期預金をお預入れされたお客様に帰属します。
- 外貨定期預金はマル優(非課税)のお取り扱いはできません。
- くわしくは、外貨定期預金の契約締結前交付書面でご確認ください。

個人情報の利用目的について

山口銀行・もみじ銀行・北九州銀行(以下、各行という)は、以下の(1)の業務内容において、以下の(2)の利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

(1)業務内容

- 預金等の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
- 債務の保証または手形の引受けその他、上記の銀行業務に付随する業務
- 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
- 信託業務、投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務等、銀行法、担保付社債信託法、その他の法律により銀行が営むことのできる業務(今後取扱いが認められる業務を含む)
- その他上記の業務に付帯または関連する事項

(2)利用目的

- 各行および各行の関係会社や提携会社の金融商品やサービス等に関し、以下の利用目的で利用致します。
なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等にもとづき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用致しません。
- 預金取引、融資取引、各種金融商品やサービス等の申込の受付、口座開設、または契約の締結等のため
 - 犯罪収益移転防止法や所得税法等の関係法令にもとづく本人確認等や、金融商品やサービス等をご利用いただく資格等の確認のため
 - 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における記録や管理等のため
 - 預金や融資等の申込や継続的なご利用等に際しての確認や判断等のため
 - 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービス等の提供に係る妥当性の判断のため
 - 与信事業等に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合や、各行が他の事業者の代理店に指定されている場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - お客様等との契約や法令等にもとづく権利の行使や義務の履行、あるいは国の機関や地方公共団体等からの要請への対応のため
 - 市場調査、データ分析・計数把握、ならびにアンケートの実施等によるニーズの把握、金融商品やサービス等の研究や開発等のため
 - ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービス等に関する各種ご提案のため
 - 関係会社や提携会社等の商品やサービスの各種ご提案またはご提供のため
 - 各種取引や取引後の事後処理や管理のため
 - 各行が設立・加盟する各種団体の円滑な運営や、各行内部の業績把握・人事関連等、内部統制上管理の必要な業務遂行のため
 - 各行株主様については、株主様に係る権利・義務の適正な履行のため
 - 金融当局や外部団体等への報告や連絡等のため
 - 決算関連事務、監査業務、防火防犯等、各行内部事務処理の適正な遂行や品質管理等のため
 - その他、お客様等との連絡や交渉の記録等、お客様等との取引を適切かつ円滑に履行するため

個人番号の利用目的について

- 金融商品取引に関する法定書類作成事務のため
- 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- 国外送金等取引に関する法定書類作成事務のため
- 金地金等取引に関する法定書類作成事務のため
- 信託取引に関する法定書類作成事務のため
- 法令に基づき作成する支払調書作成事務のため